

平成 27 年 8 月 7 日開催
千葉県における指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定経緯等に係る
千葉市中央区内の自治会関係者へのご説明
書き起こし

石橋会長：皆さん、おはようございます。お忙しい中を、暑い中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私、中央区連協の石橋と申します。よろしくどうぞお願いをいたします。皆さまには、ご存知のことと思いますけれども、この 4 月に中央区の東京電力千葉火力発電所内の敷地が県内の指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地として選定されてから、これまで市民の皆さま、自治会の皆さまに向けまして、4 回の説明会を行っております。今日が 5 回目でございます。これまでの経緯の中で、千葉市・市連協はそれぞれ詳細調査候補地としての選定について、再協議、反対の立場を表明しております。今回、中央区連協として環境省に対しまして、説明会の開催を要望したわけでございますが、我々といいたしましても、環境省に対しては、大変厳しい言葉になりますけれども、当然反対の立場であることは変わらないということでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。本日会議にお越しの皆さまには、参加していただきました中で、質疑応答がこの後あります。ぜひ質問等がありましたら、積極的に意見を述べていただければと思っております。なお、環境省におかれましては、報道でもありましたが、先日の市民向け説明会のように、施設受け入れの理解を求めるような発言を行わないように、よろしく注意をしていただければと思っております。それでは説明をお願いいたします。

司会：石橋会長、ありがとうございました。皆さま、おはようございます。私はここからの進行を務めます環境省の坂口と申します。どうぞよろしく願いいたします。これより、千葉県におけます指定廃棄物の長期管理施設詳細調査候補地の選定経緯などについて、ご説明を申し上げたいと思います。まず、環境省の指定廃棄物対策担当参事官の室石よりご挨拶を申し上げます。

室石：おはようございます。室石でございます。まずはじめに、東日本大震災で被災されました皆さま方にあらためてお見舞いを申し上げます。また、東京電力の福島第 1 原発の事故に伴いまして放出された放射性物質の影響によりまして、未だに大変なご苦勞をおかけしているということにつきまして、政府の一員としてあらためてお詫びを申し上げます。申し訳ございません。本日はお忙しい中、千葉県の指定廃棄物を保管します長期管理施設の詳細調査候補地の選定経緯に係ります説明会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本年 4 月、指定廃棄物を安全に管理する施設を選ぶための詳細な調査を行う候補地として、千葉市中央区蘇我町の東京電力千葉火力の土地の一部を選定し、公表をさせていただいております。環境省としましては、地元の方々に丁寧にご説明をさせていただきまして、またそのご意見を丁寧にお伺いをするということが何よりも大事だと思っております。皆さま方、本当にご不安やご懸念をいっぱいお持ちだと思っております。国とし

では、千葉県内の指定廃棄物の安全な処理に向けて、責任を持ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。本日、まず私どものほうから、指定廃棄物とはどういうものかとか、あるいは詳細調査候補地の選定の経緯、施設の安全性などについてご説明をさせていただきます。その後、皆さまからご意見、ご質問をお受けいたす予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

司会：それでは、環境省からの説明者のご紹介をいたします。まず、今ほどご挨拶を申し上げました、指定廃棄物対策担当参事官の室石でございます。

室石：よろしくお願いいたします。

司会：指定廃棄物対策担当参事官室の熊倉でございます。

熊倉：よろしくお願いいたします。

司会：同じく山崎でございます。

山崎：山崎です。よろしくお願いいたします。

司会：同じく新崎でございます。

新崎：新崎です。よろしくお願いいたします。

司会：ここで皆さま方にお配りしております資料の確認をいたします。受付で 3 種類の資料をお渡ししたかと思えます。一つは A4 横、表紙に黄緑色に白抜き文字で、「千葉県内における指定廃棄物長期管理施設の詳細調査候補地選定経緯等について」と書かれているものがございます。それから 2 つ目ですけれども、A4 縦で表紙に「千葉県詳細調査候補地総合評価結果一覧表」と書かれているものです。この縦に表が並んでいる「総合評価結果一覧表」、数枚の冊子になっているものがございます。それから 3 つ目、これは A4 縦 1 枚紙ですけれども、表紙に「千葉県における指定廃棄物の市町村別濃度分布」と書かれているものがございます。以上 3 種類でございますが、資料がお手元にない方、不足している方いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたらお手を上げていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。それでは、本日の進め方について簡単にご説明を申し上げます。まず、環境省から先ほど確認しましたこの横向きのこちらの黄緑の表紙の資料に沿いまして、ご説明を申し上げます。お時間大体 30 分程度を予定しております。その後、皆さま方からご質問、ご意見などをいただきまして、環境省からお答えをしていきたいと思えます。お時間は、最大で 80 分程度予定してございます。それから、開会中でございますが、すべて撮影可能としております。会場の皆さま方におかれましては、あらかじめご承知いただきますようお願い申し上げます。また、環境省におきましても、本日のこの開催の様子、記録させていただきまして、また議事録として後日公開をさせていただく予定でございます。その際には、ご参加の方々のお名前、その他分からないように作成するなど、プライバシーには十分配慮をさせていただきたいと思えますので、こちらについても併せてご承知おきくださいますようお願い申し上げます。それでは、早速ですけれども、ご説明を始めます。指定廃棄物対策担当参事官室の山崎よりご説明を申し上げます。

山崎：それでは、早速ですが、資料の説明をさせていただきたいと思えます。資料の説明のほう、

30 分程度時間を予定しておりますので、座って失礼して説明させていただきます。それでは、まず資料の 2 ページのほうをご覧くださいと思います。千葉県内には指定廃棄物が 18 カ所に分散して一時保管されているという状態が続いておりまして、これらを安全に管理するための施設、これが必要だと考えております。環境省では、これまで千葉県内の全市町村長および県知事も含めて、施設の構造とか施設の場所を選ぶための手法、こうしたものを議論してきたというところでございます。こうした議論を経て、確定した方法で作業を行って、既存の地図情報などを利用して作業を行った結果、詳細調査を実施する場所をこの 4 月に 1 カ所公表いたしました。今後は、詳細な調査を行うことで、これまで使ってきた既存の地図情報等では分からないような地質、地盤の状況などもしっかりと把握したいと考えているところでございます。本日は、地元の皆さまのご懸念、ご心配に丁寧にお答えしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。それでは次に 3 ページをご覧ください。これは、本日の資料の構成を示したものでございます。まず、指定廃棄物というのは、どういうものなのかということ、これも皆さまよくご存知ない方もいらっしゃるかと思いますので、まずは指定廃棄物とは何かということについて説明させていただきます。次に、現状どうなっていてどうやって処理するのか、そしてこの詳細調査を行う場所というのをどうやって選んだのか、そしてその施設の安全性というものはどういうふうに確保していくのか、最後に詳細調査では何をするのか、について説明させていただきます。それでは、次 5 ページのほうをご覧くださいと思います。まず、指定廃棄物とは何かについてでございますけれども、3.11 の大震災、このときに東京電力福島第 1 原子力発電所の事故によって放射性物質が放出されたと。私たちの日常生活の中で、普通に排出されているごみなど、こうしたものに放射性物質が付着して、そのまま我々の身近にあったものでございますが、それが排出されて、その結果、放射能濃度が 1 キログラム当たり 8,000 ベクレルというものを超えるレベルになったもの、こうしたものが発生しました。これを国が責任を持って処理をするという観点から環境大臣が指定したものの、これが指定廃棄物というものでございます。次に 6 ページをご覧ください。指定廃棄物、千葉県内の指定廃棄物については、どういうものがあるのかということでございますけれども、もともと身の回りにあったごみ、これを燃やしたものの、このごみの焼却灰、あと我々の生活から出る下水汚泥、これを焼却したもの、この下水汚泥の焼却灰、その他道路を清掃したときに出る汚泥とか、そうしたものがございます。これがどのぐらいの量があるのかという点でございますが、次 7 ページをご覧ください。まず、ごみの焼却灰でございますけれども、これは約 2,700 トンでございます。次に下水汚泥の焼却灰、これは約 550 トンでございます。その他の道路の清掃汚泥とか、そうしたものが約 420 トンございまして、合計で約 3,700 トンでございます。これらの放射能濃度でございますけれども、大半は 8,000 から 3 万ベクレル、最大で 7 万ベクレルでございます。千葉県では平均すると大体 2 万 700 ベクレルという濃度でございます。次に 8 ページをご覧ください。指定廃棄物、これは放射能に汚染されたものということで、よく聞くご不安の声としては、高レベルの放射性廃

棄物、こうしたものと同じようなものなのではないかというようなご心配の声もよく聞くのでございますが、この 8 ページの図のように、原子力施設から発生する高レベルの放射性廃棄物とは全く違うものであるということについて見ていただければと思います。次に 9 ページをご覧ください。9 ページから 13 ページは、参考に放射性物質はどういうものかというのを説明したものでございまして、まず指定廃棄物に関連してよく使う単位でベクレルとシーベルトというものがございまして、これは普通に生活しているとあまり使わない単位ではございますけれども、まずベクレルというのは放射線を出す能力のことで、シーベルトというのは、これは後ほど出てきますけれども、放射線が人体に与える影響の大きさを示す単位でございます。次に 10 ページをご覧ください。放射線によって健康影響にはどうした影響があるのか、という点でございますけれども、まず放射線によるリスクですが、まず、がんの死亡リスクに着目しますと、100 ミリシーベルト以下の被ばくによるがんの死亡リスクというのは、喫煙とか食事などの他のリスク要因に隠れてしまうほど小さなレベルのものであると言われております。指定廃棄物の処理を行うにあたっては、その施設の敷地境界上で追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように管理をしていくということで、十分低いレベルのものであるということが分かっていただけるかと思っております。次に 11 ページをご覧ください。こちらでは、放射線の特徴について説明しております。まず、放射線は物を通り抜ける性質がございまして、しかしながら、コンクリートとか土で遮ることもできるということで、例えば 30 センチの厚さの土で覆うと 97.5 パーセントが遮られるということでございまして、次に 12 ページをご覧ください。2 つ目の特徴といたしまして、距離が遠ければ遠いほど放射線を受ける量というのは小さくなるという、そうした特徴がございまして、3 つ目の特徴でございますが、13 ページをご覧ください。この放射線を出す能力である放射能というものは、時間が経過するとともに小さくなるという、そうした特徴がございまして、次に 14 ページをご覧ください。これらの特徴を踏まえまして、放射線の影響を少なくするためには、どのようにしたらいいのかというポイントでございますけれども、まず放射線の影響を受けるのを小さくするために、まずは放射線を遮ると。次に放射性物質から一定の距離を取ることが重要であると考えております。では次に、現状どうなっていて、どうやって処理するのかという点について説明させていただきます。16 ページをご覧ください。現在、県内 10 市 18 カ所で一時的に保管場所を確保して、保管をするという状況が続いております。どうかたちで保管しているのかと申しますと、この 16 ページの写真にあるように、丈夫な袋、これはフレキシブルコンテナバッグと呼ばれるものです。これに入れて、テントなどの建屋の中に入れて、あとシートで覆うとか、そうしたかたちで一時的保管をしているという状況でございます。また、環境省の職員も定期的に保管状況を確認しに行くということもやっております。次 17 ページをご覧ください。現在は、今 16 ページでお示したようなやり方で一時的保管については、適切になされているものと考えておりますけれども、長期的な保管を考えると、やはり大規模な台風とか竜巻とか、そうした自然災害、そうしたものを考え

た場合に、やはり飛散、流出のおそれがあるという点については否めないと考えております。ですから、一時保管の方法というのは、長期にわたって保管をする方法としては適切ではないと考えております。では次 18 ページをご覧ください。それでは、現在 18 カ所で分散して保管されている指定廃棄物、これを県内 1 カ所に集約管理をするということをやれば、施設の監視、補修、緊急時の対応、こうしたものも確実に行うことができ、安全性をさらに高めることができる、と考えております。次に 19 ページをご覧ください。この施設でございますけれども、これはこの絵にあるように、これ後ほど施設の構造とかについては説明しますが、この絵にあるように、コンクリート二重構造の堅固な構造の施設を考えておりまして、国が責任を持って長期にわたって管理をしていくと考えております。また、現在の一時保管よりも、こうした施設の中に入れて集約管理をしたほうが、はるかに安全であると考えております。次 20 ページをご覧ください。まず、どうしたものを入れるのかということでございますけれども、千葉県内の指定廃棄物だけを処理するというので、よその県から指定廃棄物を持ってくるということはいたしません。また、千葉県の長期管理施設の必要面積は 1.5 ヘクタールでございます、この 1.5 ヘクタールという数字を基に選定をしてきましたけれども、千葉県内で保管されている指定廃棄物の量を基に、この 1.5 ヘクタールというのは計算したものでございまして、よその県から持って来るものが入るといふ余地はないということでございます。次に 22 ページのほうをご覧ください。ただければと思います。詳細調査を行う場所を、どういうやり方で決めてきたのかという点について説明させていただきます。まず全体の流れについてですけれども、地元の自治体との意見交換とか、あと科学的技術的な知見、そして現地での詳細な調査、そうしたさまざまな観点を含む選び方、という構成になっておりまして、まずはじめに有識者会議、市町村長会議というものを開催し、議論を経た上で千葉県における選定手法を確定すると。そして、その確定した手法に基づいて作業を行って、詳細な調査を行う場所を公表すると。現在は、ここの詳細な調査を行う場所の公表という、そういう段階でございます。この後でございますけれども、詳細な調査の実施、調査をした結果を今度は有識者会議で説明をして評価をしてもらう、そして最終的な候補地を決定するというのが今後の流れでございます。それでは 23 ページをご覧ください。今の流れの中で、それぞれ出てきたものについて説明させていただきます。まずはじめに、地元の意見を重視するための市町村長会議というものと、あと科学的技術的な観点から評価をいただくための有識者会議、この 2 つの会議を設置して、議論を重ねて、選定手法を環境省のほうで決定をしたということでございます。市町村長会議と有識者会議で議論を経たということで、次 24 ページをご覧ください。こちらは、では選定手法の中身について、この後説明しますが、全体の構成といたしましては、自然災害のおそれがある場所をあらかじめ除外する。その上で、必要な広さのある平坦な土地を絞りこみました。さらに、より安心をいただきやすいという観点から設定した基準で採点を行って、詳細な調査を行う場所、これ採点の結果一番点の高いところでございますが、1 カ所公表するという流れでございます。既存の地図

情報を用いて選定作業を行ってまいりましたので、今後は地図情報だけでは分からないような地質、地盤の状況などについて現地に入るなど、詳細な調査を行って、さらに安全性を確認したいと考えておるところでございます。次に 25 ページをご覧ください。では、それぞれ中身について説明いたしますと、まず自然災害が起りやすい場所などを除外したと申し上げておりましたが、どのようなものを除外したのかといいますと、まずその施設は地震等にも耐えられるような安全な施設とした上で、安全に万全を期すために、自然災害が起りやすい場所として、この 25 ページの下の絵にあるような地滑りの地形であるとか、活断層およびその周辺であるとか、あと火山の地域とか、そうしたものを除外するというをしております。次に 26 ページをご覧ください。今回の施設、大きなコンクリート構造物を設置するわけでございますが、その土地の形状を変えること自体、そのこと自体とか、あと大きなコンクリート構造物を設置するということ自体、これが景観の維持とか文化財の保護、そうしたものに影響があるということで、自然公園特別地域、国立公園とかそうした場所、あと史跡・名勝・天然記念物、こうした場所を除外しているということでございます。次 27 ページをご覧ください。さらに、千葉県では廃棄物の処理施設、こうしたものを設置する際に、県のほうで指導要綱というのを作っております、この指導要綱に基づく立地に関する基準というものを尊重しまして、生活エリアに近い地域などとして、建物から 50 メートルのエリアとか、住居・商業の利用に供する地域とか、そうした場所を除外しているということでございます。次に 28 ページをご覧ください。こちらは、こうして除外して残された土地の中から、必要な面積を確保できる場所として、なだらかな土地を絞り込みました。これは傾斜 15 パーセント以下というのをなだらかな土地としまして、まとまったかたちで必要な面積 1.5 ヘクタールは確保できる土地を抽出するという作業を行いました。その上で、次に採点をしたわけでございますが、29 ページをご覧ください。こちらは詳細な調査を行う場所を選ぶための基準として、4つの観点から基準を設けまして、総合的に評価して、最終的には 683 カ所の土地について点数化をして評価いたしました。4つの評価項目でございますけれども、まず1つ目は生活空間からの距離ということで、これは生活空間から遠ければ遠いほど点数が高くなるという採点基準でございます。次に水源からの距離ということで、取水堰とかそうした水利点、こうしたものから離れていけば離れているほど点数が高くなるという採点方法、そしてもう1つは自然の豊かさということで、植生自然度という指標を用いまして、植生自然度が低ければ低いほど点数が高くなるという採点方法、そして最後に指定廃棄物の保管量ということで、これは保管している量が多ければ多いほど点数が高くなるという点数の付け方でございます。次に 30 ページをご覧ください。683 カ所の具体的な内訳につきましては、こちらの 30 ページの絵のほうを見ていただければと思いますけれども、こうして点数化した 683 カ所について、例えば工業地域には 68 カ所あるとか、山林には 76 カ所あるとか、といういろんなところにあるんだというのが分かっていたかと思えます。次に 31 ページをご覧ください。総合的な評価を行った結果、最も点数が高くなった場所、2カ所ございました。こちらの土地

の所有者に、今後の土地の利用計画等について確認を行った結果、詳細な調査を行う場所として1カ所を選定しました。これがこちらの31ページの地図にございます東京電力千葉火力発電所の土地の一部が、詳細な調査を行う場所として選定された場所でございます。次に33ページをご覧ください。施設の安全性をどのように確保するのかという点について説明させていただきます。まず、施設の構造は、この絵にあるようにコンクリートで二重に囲んだ堅固な構造の施設でございます。耐久性、耐震性にもすぐれた施設にいたします。管理につきましては、国が責任を持って長期間にわたって管理してまいります。次に34ページをご覧ください。施設の中に指定廃棄物を運び込む際には、雨とかに濡れないように屋根を設置して、これは金属製の屋根を考えていますけれども、屋根を設置して雨水の侵入を防ぐというやり方をやってまいりたいと考えております。次に35ページをご覧ください。これも搬入終了後についてなんですけれども、コンクリート二重構造の施設でございます。上にコンクリートで蓋をして、さらにその上で土壌で覆いをすると。これで雨水の侵入を防ぐほか、放射線についても遮へいをすると。さらにコンクリート二重構造でございますので、その間に管理点検廊という通路を設けて、ここから中のコンクリートの状況等を確認することもできるというものでございます。次に36ページをご覧ください。これは今後、地元の方々の意見を聞きながらになるかと思いますが、だいぶ先になったときに、一つの管理の方法としては、最終的な私たちの一つのオプションとして、ベントナイト混合土で管理点検廊を充てんするというやり方も考えられるのではないかと示したものでございます。次に37ページをご覧ください。この指定廃棄物を搬入しているときの状況でございますけれども、このときも敷地境界で年間被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように管理することを考えておりまして、シミュレーションの結果でも、この値は十分に下回るということが確認されております。また、搬入の際には、搬入した区画を速やかに覆土して遮へいをすることによって、影響をできるだけ少なくするといった取り組みも行うことを考えております。次に38ページをご覧ください。搬入終了後においては、今度は管理目標値を年間10マイクロシーベルト、このマイクロという単位はミリの1,000分の1でございますが、この10マイクロシーベルトを超えないように管理をしてまいりたいというふうに考えておりまして、これもシミュレーションの結果では、その目標値は十分に下回ることができると考えております。次に39ページをご覧ください。こちらは参考に付けたものでございますけれども、放射線というのはもともと自然界にも存在するもので、研究所とか病院とか、そうした特別な場所にだけあるものではないということで、我々普通に生活していても、年間2.1ミリシーベルトぐらいの被ばくはあるということでございます。次に40ページ、41ページ、これも参考で見ただけでございますけれども、搬入中に施設から10メートル離れた場所に1年間いた場合、どのぐらいの被ばくがあるのかといいますと、その自然界から受ける放射線量に比べて、自然界から1年間に受けるものと比べて42日間に受けるものと一緒であるということでございます。また、搬入が終了して、覆土によって遮へいされた状態でありまして、10

メートル離れた場所で 1 年間そこにいたとしても、自然界から受ける放射線量と比較すると、2 秒間自然界から、こうして今いる間にも受けている、そうしたものの 2 秒間に受ける被ばく量と同じレベルであるということでございます。次に 41 ページをご覧ください。こちらは参考に、例えば施設から最も近い地域ですと 2,150 メートル離れたところに住居等がある地域があるんでございますが、ここの場所で 1 年間に受ける追加的な被ばく線量、これもシミュレーションの結果ですけれども、これも十分に小さい値になっているということが見ていただけるかと思えます。次に 42 ページをご覧ください。こちらは施設の管理、これはだいたい先の話にはなりますけれども、施設の管理にあたりましては、まず空間線量率というのは 1 週間に 1 回以上しっかり測ると。また地下水の放射性物質濃度についても 1 カ月に 1 回以上測ると。また、そうした測定結果を見て、周辺への影響も確認した上で、ホームページ等で公表する、ということを考えております。43 ページをご覧ください。施設はコンクリートを用いて 100 年以上の耐久性が持つ施設というふうに考えておきまして、シミュレーションの解析とかそうしたものを行って、考えられる最大の地震に対しても壊れないような施設にするというふうに考えております。また、地下では環境変化がないのでコンクリートの劣化が遅くなるという性質もありますが、さらに鉄筋のさびを抑制するような対策、ライニング工法とかそうしたものがあるのですが、そうしたものを講じることでさらに耐久性を増すというような取り組みもしたいと考えております。次に 44 ページをご覧ください。よくお聞きするご心配の声として、やはり今回の施設が海に面した埋立地にあるということで、津波による影響についてご懸念する声、これをよくお聞きしております。これにつきましては、まず施設は構造自体しっかりしたものにした上で、あらかじめ津波を含む自然災害が起きる場所というのはできるだけ避けて選定したわけですが、どうしても、そうして津波浸水区域というのは、あらかじめ除外した上で、そこに選定をしたという状況ではございますが、45 ページをご覧ください。こちらにあるように、まず、千葉県で大きな被害を与えたとされる元禄地震とか、南海トラフで想定される巨大地震、こうした場合の津波の高さについてもしっかり調べていきたい。これ 3 メートル程度と言われておきまして、今回の地盤高は 4 メートルぐらいはあると。今後さらに高潮が最大の津波と同時に発生するケースとか、そうした稀なケースではございますが、皆さまのやはりご懸念の声というのはそうしたところにありますので、こうしたものについても必要な対策法も含めて、検討していきたいというふうに考えているところでございます。次に 46 ページをご覧ください。津波対策の例でございまして、どんなものがあるかといいますが、まず護岸の高さを高くするというもの、そしてあと土地の高さ自体を高くするという方法、こうしたものが考えられますけれども、こうした対策についてもしっかりと検討していきたいと考えておきまして、次に 47 ページをご覧ください。もう一つよくお聞きする声、これも埋立地にあるということで、液状化対策についてはどうなのかということについてのご心配の声をよくお聞きしているところでございます。液状化現象につきましては、地下の固い地盤まで基礎杭をしっかり打つとか、そうした対策工

事を行うことで対処は可能であると考えております。今後ボーリング調査、そうした地質調査を行って、現地の地質、地盤の状況をしっかりと把握して、対策法についても検討したいと考えているところでございます。次に 48 ページ、49 ページ、50 ページは参考に見ていただければと思いますが、まず 48 ページ、これは液状化のメカニズムでございますけれども、これは砂粒粒子同士がくっついていて、その間に間隙水という水が入っていると。これが揺れによって混ざり合って、砂の粒子が水の中に浮いた状態になる。その後、個体と液体が分離して、重い土が沈むということで液状化が起こるとというのが、これはかなり簡単に書いたものでございますが、こうしたメカニズムがあつて、これを踏まえていろんな対策の工法があると。対策法の例としては、一つは地盤を固めて強くする方法とか、この 48 ページの真ん中にあるような、浮いた状態にならないように水圧の上昇を抑えるというような工法、そして 50 ページにあるような杭などで固い地盤まで到達させて施設を支えるというそうした方法、こうしたものがございます。51 ページをご覧くださいと思いますが、過去にいろんな地震がございましたけれども、例えば 3.11 のときも液状化対策がしっかりとした場所では影響がなかったけれども、対策を講じていない場所では段差とか沈下とか、そうしたものがあつたり、これは 20 年ぐらい前の例になりますが、北海道東方沖地震のときにも、対策をしている場所とそうでない場所で差があつたというような例がございます。52 ページにはこうした、日本という国は、昔から地震に悩まされてきた国であるということもあつて、こうした液状化現象についても多くの工法がいろいろ研究開発されておりますので、さまざまな液状化の対策工法があると。こうしたものもしっかりと勉強しながら、今後、対策工法について検討していきたいと考えておるところでございます。次に 53 ページをご覧ください。これもまだ決まったものではなくて、だいたひ先の話ではありますけれども、運搬についても、運搬時にちゃんと安全に運べるのかというようなご心配の声も聞きますので、簡単に説明させていただきたいと思ひます。まず運搬にあつては、指定廃棄物が飛散、流出しないように、容器などにしっかりと収納して、遮水シートで覆つた上で運ぶということを考えております。次、54 ページをご覧ください。また、生活への影響も少なくなるように、住宅街とか商店街、そうした場所ではできるだけ避けて、また時間帯についても通園通学の時間を避けるとか、混雑した時間を避けるとか、そうした配慮もしたと考えておるところでございます。次に 55 ページをご覧ください。これはあくまで沿線の方々の影響を示すための一例でございますが、この 55 ページの表にあるような、具体的に 1 日当たり 1 台とか 5 台とか走らせる計画が今の時点であるものではありませんが、参考に見ていただければと思ひます。運搬時に最も影響があるケースとしては、信号で停車している場合でございますが、こうした場合でも年間 1 ミリシーベルトを十分に下回るといふふうに考えておるところでございます。次に 56 ページをご覧ください。まず、施設の安全性確保の重要なポイントといたしましては、災害対策というのがあつると考えておまして、まず放射性物質が漏れ出すような事故が発生しないような施設にしますけれども、万一の人為的ミス、そして自

然災害、そうしたものを未然防止するために、緊急時のマニュアルとか緊急連絡先のリスト、そうしたものを作成して、定期的に防災訓練を行うなど、万全を期すための取り組みをしてまいりたいと考えております。また、台風とか大雨、そうした気象状況の変化が予想される場合には、特に搬入中でございますが、作業を中止して防災対策を講じるということも考えております。次に 57 ページをご覧ください。仮に自然災害や万一の事故が発生した場合には、被害を最小限にするための取り組みとして、被害拡大の防止策を講じたり、現状復旧というような措置、そうしたものを国が責任を持って行うということを考えております。また、先ほどコンクリート二重構造であるので、間に管理点検廊を設けるというお話をしました。地震が発生したときには、そうした場所に入って、施設に亀裂が入っていないかとか、そうした確認もして、万一亀裂が見つかった場合には、速やかに補修をするとか、そうした取り組みをしてまいります。最後に、詳細調査では何をするのかについて、簡単に説明したいと思っております。59 ページをご覧ください。これも、まだ決まったものではないので、先の話ではございますけれども、まず詳細調査では何をするのかについて説明いたしますと、これまで詳細な調査を行う場所、これを選定するための作業では、既存の地図情報とか、そうしたものをを用いて作業を行ってきたということで、この既存の地図情報だけからでは分からないような現地の地質、地盤の状況、こうしたものを把握したいと考えておりました、60 ページをご覧ください。まずボーリング調査とか地質調査とか、そうしたものを行って、安全面で支障がないかとか、必要な対策も含めてそうしたものを検討していきたいと考えているというところでございます。その後、詳細な調査の結果につきましては、有識者会議で評価をさせていただいて、その上で、安全性を確認した上で最終的な候補地を決定するというプロセスになります。最後になりますけれども、本日時間の都合もあって、説明に足りないところもあったかと思っておりますが、実は 63 ページ以降、もっと詳しく知りたい方のために、より詳しい資料も付けておりますので、こちらのほうは参考に、後ほど興味がある部分についてご覧いただければと思います。本日は、冒頭にも申し上げましたけれども、地元の皆さまのご心配、ご懸念の声に丁寧にお答えしていきたいと考えておりますので、この後の質疑応答においてさまざまなお質問、ご意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

司会：それでは、引き続き質疑応答、意見交換に移ってまいりたいと思っております。ご質問、ご意見のある方は、手を上げていただきましたら、係の者がマイクを持ってまいりますので、その後でご発言をお願いできればと思います。なお、本日ですけれども、できるだけ多くの方々からご質問、ご意見をお受けしたいというふうに思っております。従いまして、大変恐れ入りますけれども、お一人につき大体 2、3 項目になるべくまとめていただけると大変助かります。ご協力お願いできればと思います。それでは、ご質問、ご意見のある方、手を上げていただけますでしょうか。それでは、最前列で手を上げていらっしゃる方おられます方。

参加者：座ったままで失礼いたします。この候補地の隣に隣接をしております第 16 地区の松ヶ

丘中学校区から来ました。私も初めてではなくて、この資料は2度3度見させていただいております。初めての方もいらっしゃるでしょうが、この資料を通じて新たな疑問があるのが、震災と関係があるような書き方を5ページではしておりますが、千葉県外からは持ち込みませんという表現があります。ではこの指定廃棄物というのは、いつどこで発生したもので、県外からのものがないということであれば、今まで県内で発生したものは一体どのくらいあって、震災に関係するものはどのくらいあって。要はどのぐらい震災と関係したものであるかというのがよく分かりません。これ、何の説明もなければ、被災地から持ち込まれたものであるようにも取られますし、そうでないのであれば、一体千葉県内で、どこでどういうふうに取り扱って、我々の地域は、今でもそんなことは何もやっていないんだけど、実は我々の地域にもあるのか、どこでどのように出たものが18カ所、今このように保管されているんだというところが曖昧なのかなあというふうに考えております。それから、2点目でございます。これを当然千葉市で保管をするということになりましたらば、国の施策でしょうから、当然ただということではないと思います。一体いくら千葉市に入るのか、これをお聞きしたい。それから3点目、これは前回までに区連協の中でも出たのですが、選定方法で、評価方法で曖昧なところがあるよということ指摘をさせていただいたのですが、繰り返しになるところもあります。例えば海からの距離がないとか、それから生活空間と言っていますけれども、労働空間と申しましょうか、昼間働いている人たちというのはいるはずなんで、そこで寝泊まりはしていないんだけど、昼間はそれなりの人口があるということも考えられます。もしくは、近くに大きな道路が走っていて、交通量は非常に多いというようなことも当然考えられます。ですから、そのような選定基準がいまいち曖昧なところがあると思われましても、例えば海の問題ですとか、今言った職場の環境の問題ですとか、道路、交通事情の問題ですとか、そういった部分があるのか、もしくは考慮されているのか、もしくはされていないのか、以上3点をお聞きしたいと思っております。

司会：はい、ありがとうございます。まとめますと、まず県内の指定廃棄物がどれだけ震災と関係しているのか、県外から持ち込まれたものではないのか、といった点が一点。それから、仮にこの長期管理施設を千葉市内に造ったとした場合に、市にどれだけの何かが入るのか、そういったご指摘。それから選定方法についてです。海との距離について評価がされているのか、それから生活空間というけれども、昼間人口ですね、労働者であるとか、太い道があった場合に、その交通量が多い場合のそこを通過する方々への影響が考えられているのか、そういった点についてご指摘をいただきました。それでは環境省から回答をいたします。

室石：はい、ご質問3点大変ありがとうございます。まず1点目の点でございます、スライドが今ちょうど出ていると思っておりますけれども、指定廃棄物と震災との関わりでございます。こちらの絵でございますように、3.11のときに東京電力の福島第1原発のほうから放射性物質が放出されております。その放出されたものが、風向きいろんな回り方をしております

すけれども、関東方面にも降ってきております。そのときに、いろんな場所に降ってきておりまして、その降ったものがこの図にありますように、川を流れていくものもあれば、都会に降ったということであれば、そのまま下水のほうに入っていくのこともありますし、あるいは家のお庭に降ってしまうと、例えば庭の草を刈ったりとか、そういったときに一緒に付着して出てくるというかたちで、要するに今までのいろんな都市生活の中で、廃棄物として出ていくというのは、普通に行われている行為として 3.11 の発災前からあるのですが、そのものの流れの中に、千葉県内に当時降ってきた放射性物質が付着してしまっているものがあつたと。その付着しているものがあつたものが、通常のごみの流れ、あるいは下水の流れ、そういったものに沿って動いていくということで、その結果としてこの次のページ、6 ページ 7 ページにありますように、6 ページのほうにごみ焼却灰、下水汚泥、その他とありますけれども、家庭から収集したごみは清掃工場に行きまして、燃やされまして、焼却灰になります。そのときに、市町村の清掃工場で焼却灰の放射性物質濃度を測ることが特別措置法で義務付けられておりまして、その測定した結果として、3.11 に降ったものが家庭から結果として集められて清掃工場の焼却灰でも検出されるということになったもの。それから、下水汚泥として下水の終末処理場で集められて、その汚泥を焼却したのものにも出てくると。あるいはその他ということで、道路清掃のときですね、まさに町に降ったものが側溝にたまるわけですけれども、そういったものを清掃したときに出る汚泥といったものに放射性物質が含まれるものとして存在するようになる。これは時期としてはまさに 3.11 発災後に、しばらくの間そういうものが出続けるということになったということで、現時点においては、清掃工場での焼却灰の濃度も低くなっておりますので、清掃工場で新しくまだ毎日そういう放射性物質含みの灰がでてきているというわけではもうなくなっておりますけれども、その発災当時、1 年間あるいは 1 年半、そういったときまでに家庭から出されてきたようなごみが焼却灰となって残っていると、放射性物質が付着したものが残っているということでございます。7 ページにありますように、千葉県内の量としては 2,700 トン、全体下水汚泥その他合わせますと 3,700 トンということで、今日資料で、3 番目の資料としてご紹介いたしました 1 枚紙のほうに、それぞれの市町村でどれだけのものが、どれだけの濃度のものがあるかということが書いてございます。繰り返しになりますけれども、ですからこれについては全て発災によって出てきたものということでございます。それから 2 点目の、施設を作ることでどれぐらいお金が入るのかということでございます。原発の立地などについては、確かに地元のほうに立地交付金というのが準備されておったりもしますけれども、この指定廃棄物の長期管理施設については、そういうものは制度としてはございません。ただ、風評被害対策等そういったものに積極的に使えるものとして、今のところ私ども予算計上しているのは 50 億円というお金を枠として計上させていただいております。これについて使うことができるというふうに考えております。それから 3 点目の、海からの距離等どうしているのかということでございますが、先ほどの図でいきますと、選定したときの図が 31 ページにありますけれども、31 ペー

ジの赤いライン、3.4ヘクタールの土地ということなんですけれども、この土地、海ぎりぎりまで赤く塗っていないということお分かりいただけたと思いますが、選定過程の中で、海から50メートルの距離までは選ばないという、そういう基準を持っておりまして、隙間が出ております。また、3.4ヘクタールの土地がここにありますので、必要面積が先ほどの山崎の説明でも言いましたように1.5ヘクタールということですので、そういう意味ではなるべく海から離れたかたち、3.4の中で1.5をうまく敷地として取りたいと思っております。その他の選定基準、例えばですけれども、68ページのほうをご覧くださいと思います。これは先ほど山崎のほうで、詳しいのでということで省略させていただきますということを申し上げておりましたが、具体的にはここにありますように、千葉県指導要綱に基づく設置基準を尊重して除外するエリアということで、建物から50メートル以内のエリア、あるいは住居系・商業系用途地域などということで、建物から50メートル以内ということで、オフィスであるとか工場であるとかは全て建物でございますので、そういったところからは50メートル離すというルールを適用しております。ただ、人口が密集している、あるいは昼間お住まいになっておられるということ、そこについて直接考慮したというところは、これまでの選定経緯の中では確かにございませんので、そういったところは詳細調査のほうで十分また調べさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

司会：それでは、他にもご質問の方がいらっしゃると思いますので、それでは今、先に手を上げられたのが、こちらの前から2番目にお座りの方です。

参加者：私は第3地区、葛城中学校区から来ました。2点ほどお聞かせを願いたいと思います。いろんなご説明、詳細でございました。だがやっぱり、我々から見た場合に、この資料は絵に描いた餅に等しいのではないかなあというふうに私は感じます。一番問題点というのは、今ご指摘がありました、場所は海辺でございます。この中にもいろいろ図面を示されておりますが、非常にゼロ地帯でございます。軟弱です。ここに管理長期保存施設を入れた場合には、保管する場合でも、大変地下が柔らかくて、水がいっぱい入ってくるんじゃないか。と申しますのは、福島第1原発、山からの破水の問題で、非常に国が手を焼いています。どうしてもその水が止められなくて、1日200万トンも出ちゃうと。汚染された水の保管が大変だということが一応前例として起きておりまして、この蘇我の地域もそれに匹敵する、下に掘れないんじゃないかなあ、それが大きな課題の一つでございます。それと、今恐れているのは、この周辺が東京湾直下型地震、断層も千葉市内をずっと走っております。津田沼のほうまで。非常に危険な場所、軟弱な場所、海の海水が非常に触れている場所。こういうことを考えたら、絶対ここには置くべきじゃない、不適格であると。ですから、この面につきましても、第3地区におきまして、理事会でかなり話し合いました。また最後にちょっとお見せしますが、住民の反対署名運動もしてございます。今日は700名の署名を持ってきております。予定では大体3,200名はきていると思います。それと、今問題が出ておりますが、じゃあこの場所を指定したのは、どういう要点からかということをおし上げるんですが、これは第1原発で東京電力がかなり汚点を残しました。国が責

任がございませぬ。ですから、当然やっぱりその敷地を使ってもいいですよと、我々には見えない、裏でそうつながっているのではないかなど。ですから、こういった危険なものを、きちっと保管するには、陸地、この図面にもございませぬ、66 ページですか、この図面の館山の山の上あたりです、青く国有地がございませぬから、何で国有地を使わないのですか。あんたの責任でしょう。国が大きな責任を持たなければいけない、市にかぶせる、県にかぶせるんじゃない、国有地を有効に使うべきなのがこの大きな課題の解決の一つじゃないかなあ。だから、資料がございませぬから、一番問題は、水面から離れた高台にきちっと柵を作って。高台に作る場合は、皆さんがおっしゃるとおり、コンクリートが 20 センチ 30 センチいいけども、海の、私は、柵の中心にプラスチックの 20 センチのやつをくるっと回して、両側、表と裏にやっぱり 50 センチぐらいのコンクリートをやんなくちゃいけない。これは大変なことになりますよ。できません。だったならば、簡単にできるのは陸地です。高い陸地にやっぱり深く穴を掘っていただいて、そしてコンクリートの壁をきちっと回していただいて、本当に誰が見ても安心だよというふうなところに保管することが、県民はじめ市民も安堵するんじゃないかなあ。今の場所は絶対反対でございませぬ。最後に申し上げます。

司会：何点かご指摘をいただきましたけれども、今回の候補地が海沿いであるということ、そして軟弱地盤なので、まずその穴が掘れないのではないかといったご指摘、そして海沿いの危険性についてもご指摘をいただきました。そして、あとはなぜ国有地ではないのかといったご指摘もいただいております。それでは、その点について回答いたします。

室石：ご質問とご意見をいただきました。ありがとうございます。まず、最初の軟弱地盤であるという点でございませぬ。私ども詳細調査をしておりませぬので、その現地の地盤地質を直接ボーリング等で確認はしておりませぬので、確定的なことは申し上げられませぬけれども、一つは東京電力の火力発電所がここにあるということで、その火力発電所を作る際に敷地を掘り下げております。掘り下げるといふことと、それからあれだけの重さのタービン等を作るための基礎を打っていると。そういった土地の残土置き場になっていたところが今回の候補地なんですけれども、恐らく同じような地盤であろうといふことで、ある程度の規模の建物は立てられるんだなという類推はできているかなと。それから一般的に公開されている地質図、ボーリングはしておりませぬけど、一般的な地質図ですと、わりと軟弱な沖積世地層が 20～30 メートル下にあるといふ、そういう現場かなあと理解しておりますが、その下、その 20～30 メートルを突き抜けますと、洪積世の割と硬い地層があるといふように一般的には言われておるようございませぬ。いずれにしても、詳細調査できちっと調べないと何とも言えない部分はございませぬけれども、一般的に分かっていることから言う話と、それから近隣の工場、ある程度の重量物を持つ工場が立地しているといふことから類推して、ある程度の建物を置けるといふことを想像しております。直下型地震等いろいろ危険な場所だといふ点、後ほど補足があれば山崎のほうからさせませぬけれども、そういった点も含めて、除外すべき地域を除外してきております。ただし、もう一つの国

有地を使うべきだという点にもつながってくるんですけども、まさに千葉県内の中で、公平に千葉県全体から選んでいくという中であって、公開されているそういう地図データ、危険箇所がここだとか、そういう公開されているデータをたくさん利用しました。その 67 ページ、68 ページとそういったところに書いてあるような、そういうものを抜いていくという作業を選定過程で行っておりまして、その結果として点数を付けていった結果、今の詳細調査候補地が残ったという経過がございます。国有地にしないのか、という点についてですけども、私どものほうで最初に、つまり 3 年前ぐらいに最初に持っておりました一般的な選定方法のルールの中では、国有地、県有地ということで、ご提示を最初にしておりまして、さきほど山崎から言いました市町村長会議という 22 ページのほうで全体の流れを示しておりますが、有識者会議、市町村長会議というこの 3 年間ぐらいの間に議論してきた中で、その市町村長会議のほうで、これは千葉県のほうからの確かご提案だったんですけども、千葉県においては国有地、県有地など以外にも、民有地も入れるべきだというご提案が県からございまして、それをご議論いただいた結果として、民有地も入れるということになったわけでございます。その民有地も入れた中で、先ほどの繰り返しになりますが、公平にどこが一番先ほど言ったいろんな危険地域を抜いていくという中で点数を付けていった結果として残った結果が、先ほどの 2 番目のこの資料、こちらにある 683 箇所の地点が残り、さらにそこに 4 項目の評価点数をつけていった結果として、この 1 番 2 番と書いてあるところが同点で残ったという、そういう経緯でございます。あとは、最後に絶対反対であるというご意見をいただいたということで、受けとめたいというふうに思います。

司会：それでは、前のほうからになってしまいますが、こちらの真ん中のブロックの一番前にお座りの、灰色のシャツを着た方にお話しします。

参加者：都地区から来ました。まず、最初に意見を言いますと、これで 5 回会議が開かれましたけども、説明の内容は全く同じと。私、前回も出ましたので、要するにこれは駄目ですよ。要するに、いろいろ意見とか質問が出てきて、いろいろ修正して、もっと詳しくやるとかいう部分があっただけのべき、これは意見です。それと、東電の敷地は最高の場所である、というふうに大臣が相変わらず言っているんですけども、いいですか、1 点差で 23 カ所もあります。たった 1 点よ。要するに、海の自然とか、それから指定廃棄物の濃度、それからその地区の、蘇我の最終処分場の隣であるとかいうようなことを考えると逆転します。相変わらず最高の場所であるなんていうことは、もう言わないでください。これから質問します。今の国有地の話が出ましたけど、それに関連して私言いますと、要するに民有地への拡大というのが市町村会議の議題に出たということですけど、これは私、憲法第 29 条に関係することだと思いますので、今のような答えでは駄目です。しかも、民有地に拡大したのはこの千葉県だけです。他はないです、他の県は。それも提案したのは、森田知事と。これは 24 年ぐらいから言っているんです。それに国は乗ったというかたちなんです。だけど、よく考えると、森田知事が民有地に拡大する権限は、私は全くないと思

います。県有地ぐらいはあると思うけども、僭越至極だと思います。だからもともとこういう場合は、よく考えると、ケースによっては憲法違反だと。もしも国がどうしてもやるといふのであれば、まず私は公募すべきだったと思います。公募、民有地に対して。そうすると、多分公募はゼロだと思うんです。そうすると、今の場所は指定されなかったのです。だからそこに東電ありきということはあるということでございますけど、これをちゃんと答えてください。2番目は濃度の問題。濃度分布が公表されたのは27年の6月、今年の6月です。何でこういうデータを市町村長会議に出さなかったのですか。そしたらいろいろ問題になったと思います。千葉県の場合、最大は7万ベクレルですか、ということになっています。この濃度によって、どれだけ長期間の管理が必要であるかということが決まるんです。7万ぐらいだと多分50年100年ぐらいだと思いますけども、そのころには、先ほども言われた、今、市民が最大の関心事である首都圏直下型地震というのが確実に起こる可能性が、私あると思うんです。だからみんな心配しているんです。5年ぐらいで終わることであれば心配しないです。こういうふうなことを市町村長会議にデータは出さない、後出しだと。それと首都圏直下型地震についての検討会なんか、有識者会議で行われたんですか。議事録を大体大ざっぱに見ましたが、ほとんどなかったと思います。だから、それぞれの2つの会議は、皆さま方のアリバイ作りです。その辺について、そうでないというのであったら、きちっと言ってちょうだいよ、こういうところの説明ね。それと、選定過程でおかしいのは、適性評価方式で、絞りに絞って683になりましたね。683のうち、千葉市は何と263あります。ウエイトにすると38.5パーセント。千葉市の千葉県下における面積は大体大ざっぱに8パーセント程度です。何で約4割の対象が千葉市に来るんですか。印西市を含めると、何と6割に相当するんです。こんな結果になるということの適性評価方式なんておかしいんじゃないのと。以上です。

司会：はい、ありがとうございます。いくつかご意見、それからご指摘をいただいております。会議の進め方について、会議の資料、説明が毎回変わらないという点についてもご意見をいただいております。それから、民有地に拡大したという点について、まず公募すべきだったのではないかとといった点、民有地を国が選ぶという点について、僭越ではないかといったお話もいただきました。それから、濃度分布について、なぜこのような遅い時期に公開をしたのかといったお話。それから有識者会議において首都直下型地震についての検討がしっかりなされたのかどうか、こういった点について、いくつかご指摘をいただいております。それでは回答をいたします。

室石：はい、ご意見とご質問ありがとうございます。まず最初に、5回の説明会、同じ内容でというご指摘ありがとうございます。反省材料として、ぜひ改善させていただきたいというふうに思っております。ただ、場所とか規模とかを変えながらやってきたということで、そういう意味でできるだけ同じものをとるという考えもあったのですが、今のように修正していくべきというのも大変ごもっともだと思いますので、改善をしていきたいというふうに考えました。それからご質問のほうで、国有地ではなく民有地というのは憲法違反ではな

いかというご指摘、選定のやり方としてどうかということでございますけれども、いろんな施設を作るとき、ダムにしてもいろんな何か施設を造るときに、候補と上がった場所が、確かに施設の性状にもよるのかもしれませんが、例えばダムを造りたいというときに、そこが当然誰かの土地であって、それを買い取っていくということは当然よくある話だというふうに私のほうは思っておりました。ただ、ご指摘のように、長期管理施設については、民有地を選ぶことが非常に僭越ではないかというご意見、今日いただきましたので、ちょっとまた考えたいというふうに思いました。それから、3点目のご質問については、山崎のほうから後ほど、この濃度の公表とか遅かったとか、そういう点については答えさせますけれども、4点目のご質問である683の場所、千葉市が263ということで非常に多くないかということでございます。68ページあるいは69ページのところ、あるいは67から続くところをご覧いただくとお分かりになりますように、一般的に地滑り危険地帯とか、そういう勾配30度以上の土地とかというのを抜いていった結果として、最後69ページのところに除外すべき地域を除外した土地のイメージというふうになっております。ここにありますデータは全て公開されておまして、どういった出典かも全て公表しておりますので、この作業自体は、何か作為的に作業したというわけではなくて、例えばコンサルタントあるいは大学の先生かどこかでやれば、同じ結果が出るという、そういうものでございます。そういう意味で、この条件下で、千葉市が683のうち263になったというのは、偶然という言い方は変ですけども、この手法で皆さまがやれば、だれでもこういうかたちになるということで、決して恣意的なものではないということだけは申し上げます。

山崎：続きまして、先ほどご質問があった中の濃度分布の表をなぜちゃんと最初から出さなかったのかということでございますけれども、まず我々の方としては指定廃棄物8,000ベクレルを超えるもの、これの現状の一時保管の状況を解消するために施設が必要だということで、濃度にかかわらず8,000ベクレルを超える指定廃棄物については、しっかりとした施設で管理をしていく必要があるということで、まずそこは濃度分布によらず検討しました。ただ、ご指摘があったような濃度によって、いつまで保管をするのかという点についてのご指摘、それはごもっともかと思えます。例えば濃度が高いものでございますと非常に長い期間保管をするということで、ただここまで詳しい市町村別の濃度分布の表ではございませんが、一番最初の第1回目の市町村長会議の時には県全体の指定廃棄物の量についてこの濃度分布に相当する資料を出して検討しているということで最大が7万ベクレル相当のものもあるという情報は出した上でやっておりました。ただここまで詳しい市町村別というデータは出しておらなかったのは事実でございますが、ご指摘があったような濃度によっていつまで保管するかが決まるからそういうデータは出しておくべきだという点につきましては最初から出していたというところでございます。

司会：それでは、我々に向かって右側のブロックの方からもちょっとご質問をお受けしたいので。今手を挙げてらっしゃる方、白いシャツを着た方、前から4列目になります。

参加者：大森町内会からまいりました。千葉市が7.7トンの廃棄物を持っていますけれども、こ

それはもう 1 万ベクレル以下ぐらいのものですかね。そういう弱いベクレルですから、もう今測ったら 7,000 ベクレル以下の基準になっちゃってゼロじゃないかと思うんですが、そういう環境省はもう今の時点でのそういう指定廃棄物の量というのは、もっと低く少なくなるというのをもう 1 回測定してみると、やってみるとい、そして指定を解除するというような動きがあるかどうかというのを 1 つと。市町村会議の村長会議をやったら、おそらく自分が持ってないとこの市長とか村長は持ってきてくれるなといっぱい言うて、会議で決まらなかったんじゃないかと思うのですが、それはもう手法の確定とかいうのを書いてあるけども、そのへんのいきさつはいったいどうなっているのかということも 2 点目。それからもう 1 つ、3 点目に 1 万ベクレルが一番多いですね、1 万ベクレルから 2 万ベクレルぐらいのものが廃棄物量として一番多くて、1 万から 7,000 だったかな、そのやつがほとんど少なくなっているというのは、どうも考えたら普通少ない方が本当は多いちゅうような気がしますよね、素人的には。こんなの有識者ではいったいどんな感じで受け取ったのかなというのを教えていただきたいと思います。以上です。

司会：3 点ご指摘いただいております。1 点目が現時点の濃度に例えば換算したら 8,000 を下回っているものがあるのではないかと、そういうものを環境省は指定解除をしていくような動きがないかといったご指摘だったと思います。それから 2 点目、市町村長会議のいきさつといたしますか、指定廃棄物の保管量のない市町村長の方々のご意向も含めてどうやってこの結論に至ったのかと、そういったご指摘だったと思います。3 点目なのですが、ちょっと私の理解があれですが、1 万から 2 万程度が一番多くてそれよりも少ないものが意外と少ない、この点について有識者が何か知見を持っていたかどうか、そういったご指摘でよろしかったでしょうか。はい、ありがとうございます。それではお答え致します。

室石：まず 1 点目の濃度が下がってきているのではないかと、現状を把握してはどうかと、また現状を把握して解除するということはどうかという、そういうご指摘を頂きました。今いろいろなそういう同じようなご指摘をいろいろな方面から受けておまして、まずその解除の仕組みをつくるということを環境大臣の方で今年になってからですけれども 5 月あるいは 4 月終わりか 5 月初めぐらいだったと思います、ちょっとすみません、正確にはあれですが、解除の仕組みをつくるということで、国会で環境大臣が答弁しております。その時以降、私ども事務方の方で解除の仕組みを今検討しておるという事実はございます。それからその濃度低いものを現在把握しないのかという点についてですけれども、これについても、いろんところからご指摘を受けておるものですから、ただ今測定するようなそういう方向で検討を進めているという状態にございます。ただこの点で一点申し上げておきたいのは、指定廃棄物という仕組みの成り立ちなんですけれども、国の方で処理責任を持っております。解除を致しますと当然ながらその国の処理責任がなくなりますので、もともとの先ほどの最初にご説明した指定廃棄物の成り立ちですね、つまりもともと普通のごみであったものに放射性物質が付着したというものなので、本来のごみに戻るといことになりますので、本来のごみに戻った時の処理責任者が処理をしていくという形にな

ります。ということで処理責任が変わるということで、何か悪影響が社会的にないかということを含めて今検討をしているという状況でございます。2点目の市町村長会議での議論ですが、千葉県におきまして4回の市町村長会議を経ておりますけども、その選定方法が決まるまで経過しておりますが、最初はその現状を説明し、それから有識者会議の方で決めたひな型的な選定方法をご説明するという流れの中で、市町村長会議の合間合間でもいろいろなご質問やご意見を各市町村から直接環境省にも頂いております。議論がいろいろなされたということでございます。その議論がなされたことを踏まえて、環境省の方で選定手法を決定したと、こういう流れでございます。それから濃度表の中で低い濃度が少ないのは不思議ではないかということでございますが、これは最初のところで性状を申し上げましたけれども、焼却灰というか燃やしているものなのです。浄水汚泥とかは乾燥だけのものもあったかと思っておりますけれども、家庭ごみについては燃やしておりますし、下水汚泥もおおむね燃やしております。そう致しますと濃度が上がります。ということでその付着しただけの状態の時よりも焼却することによって濃度が上がる、上がったそのところに中心が出てくるということだと思っておりますので、有識者会議の方で、特に疑問という議論はなかったかと思っておりますが、原因としては、今申し上げたような千葉の場合は焼却灰なり焼却したものであるが故に高い方に中心があるという理解をしております。以上でございます。

司会：それでは、ほかの方からもご質問をお受けしたいのですが。それでは、こちらの列の真ん中の方、緑色のジャケットを着られた方。

参加者：マイクなしで聞こえますか私の声。聞こえるよね。マイクちょっと聞きにくいでしょ。さっきから説明聞いているとね。だから私マイクなしでいきます。えっと、でも、東北の大地震の時に、想定外っていう言葉がいっぱい出てきました。どうですか、環境省でも相当想定外っていう言葉を聞いていると思うんですが。それと同じようなことがね、たとえばこの45ページ、44、45。千葉県こんなやさしい返事をしているんですか。地震があつて津波が3メートル。これ想定外って見えますよ、これ。元禄の頃のデータを持ち出してこんなことよけたって、全然そぐわない。いいですか、環境省で、東京湾直下型において、どのぐらいの活断層の移動があつて、どのぐらいの大きさの地震が起こりうるということ、何か数字、勉強して出てます？これをまず最初にお答えいただきたい。後程で結構です。だいたい7、8メートルぐらい想定してくださいよ。津波の高さ。あなたたちが今選定した土地のうちのは、3メートルではいいよと、4メートルぐらいだったら、ちょっと考えましょうよという土地があるでしょ。今度決定した東京電力さんの土地。違います？それもね、改めないでだめ。あの場所そんなに生易しい場所じゃないです。東京湾の荒波。直下型がこうやってダーンと7、8メートルの津波が来たら、対抗できますか。今の状態だったら、想定外で逃げる。あなたたちの役所の考え方は。これが2点目。それとね、コンクリート100年何て能書き言わない方がいいです。塩害の場所ですよあそこは。潮風、塩水。そういう想定をもって数字出しました？環境省は。出してます？出したらそれも合わせて3つめです。その3つでちょっととりあえずお答えいただきたい。その3点について。

千葉県データは信用しないでください。甘いです。元禄時代の3メートルなんていう数字を都合がよく鵜呑みにしないでください。以上3点ご回答いただきたい。

司会: 首都圏直下地震が起きた場合の活断層の移動とかそういったどのぐらいの被害想定をしているのかといった点、それから津波が3メートルといったところについてどれだけの信憑性があるのか、7~8メートルいくのではないかとといったご指摘。それからコンクリートが100年もつとっているけれども塩害が起こるような場所において本当にそれが実現可能なのかと、そういったご指摘を頂いております。それでは回答致します。

室石: はい、3つご質問を頂きました、ありがとうございます。まず第1点目の津波の方でございますけれども、東京湾の地形というのは、東京湾口は非常に狭くなっておりますが、その狭い中から奥に広がっている地形です。津波で注意すべきはそういう地形ではなくて逆に広がっている湾口から奥に行くほど狭くなっていくという、そういうのが一番危ないと言われておまして、東京湾の地形でいきますとそういう意味では東京湾口が一番津波高が多分高くなって、そこから入り込んできた津波というのは、そこから高さが低くなっていくと、そういうのが正確なところ。ただおっしゃりましたように想定外ということとか過去のそういう例にとらわれずにとのご意見、大変貴重なご意見だと思いますので、そこについては、先ほどからの山崎の説明で言い切れなかったことだと思います。大変申し訳ございませんでした。詳細調査等で十分そのへんを詳しくやっていきたいと思っております。では2点目については山崎の方から。

山崎: 次に首都直下地震に関するご質問のところについてお答えしたいと思います。まず首都直下地震につきましては、まず今回の施設、まず活断層の直上は避けると、これはもう施設は設計する段階で構造計算とかをして地震に耐え得るような施設にするというふうに考えておりますが、まだ直下に活断層があった場合、施設がパカッとずれるというようなことも考えられますので、そこは活断層についてはしっかり避けたいということで、活断層として認識されている地形、そうしたものをあらかじめ除外しました。その時に誤差とかも考慮して活断層だけではなく300メートルの範囲をひっくるめて、すべてあらかじめ除外するというふうにしております。また、このほか詳細調査とかもやっていく中でしっかりと活断層とかが下にあることを確認したいと考えておるところでございます。さらに、先ほど構造計算で計算してまいると申し上げておりましたが、これは施設の近くで考えられる首都直下地震とか、あと3.11に相当するようなああいいう大地震、そうしたものの波形も入力をして耐えられるようなそういう設計にするという形で、今後、設計の段階で、そのご懸念の地震の部分についてはお答えできるようにしっかり計算してまいりたいというふうに考えておるところでございます。最後コンクリートの質問につきましては、新崎の方から回答させていただきます。

新崎: コンクリートの塩害の件についてお尋ねがございました。私ども国の有識者会議の中の委員の中にはコンクリートの専門家の先生の方もいらっしゃいまして、その先生にも少しご相談しているようなところですが、確かに鉄筋コンクリート構造物の耐久性に関しては、

塩分も非常に関係しておるところでございます。それについては、中にある鉄筋を、内部の鉄筋を腐食させることが問題になってくるということでございます。ですので、その鉄筋を腐食されることを防ぐ対策というのがいくつかありまして、例えば電気防食工法であるとか、鉄筋の材料として腐食し難いステンレス鉄筋を用いるとか、あと表面をエポキシ樹脂でコーティングしたような鉄筋を用いるとか、あとコンクリートのかぶり厚を厚くするとか、あと土壤に接する面ですね、そういったところのコンクリート面を塗装してあげるとか、そういったような対策がございます。そういったようなことをすることで 100 年以上の耐久性も確保することが可能ではないかというふうな先生のご意見はいただいております。まず、そういうことも含めて詳細調査等で、土壤の成分であるとか周辺の土の雰囲気ですね、どれぐらい塩分を含んでいるか、あと地下水の状態であるとかそういったようなことの調査をして、それについても十分に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

司会：それでは真ん中、奥の方に手を挙げていらっしゃる方がいらっしゃいますので、今マイクを回します。

参加者：中央区第 4 地区連から来ました。まず最初に、一番最初にお答えいただいた放射性物質の件について、私がここに来る時に資料をいただきました新聞の切り抜きの一部によって 4 月 22 日、読売新聞だと思いますが、環境省では東京電力福島第 1 原発事故で発生した放射性物質濃度が 1 キログラム当たり 8,000 シーベルトを超える放射性物質の保管問題で環境省は千葉県内の処分場候補地として千葉市中央区の東電火力発電所内の土地を選んだことを 21 日同市と県に伝える方針だということが書いてあります。一番初頭の説明ですとこの廃棄物は千葉県内で出たものだとおっしゃいましたが、この新聞によると明らかに福島第 1 原発から出たものが明記されております。これは全国版の新聞でございます。これが疑点の 1 つです。それから質問は、ちょっと東電発電所とはかけ離れ、少し離れた問題かもしれませんが、私がちょっと素朴な質問ですが、どうして福島県にこれを、廃棄物を置くことができないのか。福島第一原発の周辺は今後 100 年単位の長い間使えないことは、我々素人でも分かるのです、あの周辺は。その周辺に廃棄物をどうして置けないのか、どうして千葉県なり群馬県、茨城県、静岡県、そういったところに福島第一原発と同じような死の場所をつくるのか、そこの上には人も住めなければ作物もつukれない、そういった廃棄物置き場をつくるのか、なぜ東電発電所につくらなければいけないのか、福島にどうして埋められないのか、そういうことが聞きたいと思っております。以上です。

司会：はい、ありがとうございます。1 点目のご指摘は、4 月 22 日の新聞に福島第一原発で発生したと書かれていたので、これは最初の環境省の説明にあった千葉県内で発生したというその説明と違うのではないかとといったご指摘だったと思っております。それから 2 点目は、この指定廃棄物をなぜその福島県に持っていけないのか、福島県内で処分できないのかと、以上 2 点のご指摘でございました。それではお答えいたします。

室石：はい、2 点のご指摘大変ありがとうございます。まず、1 点目の新聞の記事の方の関係で

すけれども、新聞の方でそういうふうに書いてあったということであれば、私どもの広報の努力が足りなかったのだと思います。成り立ちというのは、何度も申し上げておりますように千葉県内で毎日営まれている社会生活の中で、いろんな物質が右から左へものが流れているわけですが、その流れていく中に発災当初、福島原発の方から風に乗って漂ってきた放射性物質が雨で落ちたりとかそのまま風に流れて着地したりといったような形で付着をしていき、それを家庭ごみであれば収集車に乗って清掃工場で焼かれてと。下水であれば分流式、合流式でちょっと違うかもしれませんが下水管の流れに乗って終末処理場にやってきて、そこで汚泥として濃縮されていったという過程で発生したものであるということ間違いございません。また、私ども今回長期管理施設として対象としているものは、この千葉県内のもの以外に入れないということも間違いございません。2点目のご指摘、福島県内の帰還困難区域になぜつukらないのかというご指摘だと思います。私ども福島県の方にこういったことについてお聞きをしたこともあります。特別措置法というのが、この指定廃棄物の関係で議員立法でつくられておるのですが、その議員立法が3年前4年前に成立しておりますけれども、その時の前に、当時今の福島県知事の前の知事の方ですけれども、国の方でこういったものを持っていくということをお伺いした時に絶対駄目だというふうに知事の方からお答えがあったということ。それから最近も宮城県知事から福島県知事に問い合わせがあったりとか、いろんな形で福島県知事の方で新しい知事になった時のご表明とかそういった中で意思表示をされておりますけれども、福島県では絶対受け入れないということをおっしゃっておられます。それについて私ども推察するにということですが、やはり帰還困難区域であってもそういったところにお帰りになりたいというふうに思っている福島県の県民の方がいらっしゃるという中で、除染であるとかあるいはがれきの処理といったことも並行して進めておりますけれども、そういうところになおさらにご負担をお掛けするというようなそういうことが、よそから持ってくるという、よそで発生したごみを持っていくということについてのご理解がなかなか得られないのではないかと推察しております。以上でございます。

司会：それでは、あちらの向かって右、薄い水色のシャツを着た方。

参加者：第16連協の松ヶ丘1区町内会でございます。2点ほど確認をさせていただきます。8月1日の「市政だより」に環境省に対して千葉市議会は候補地選定の再協議を求めるといふ意見書をすでに環境省の方に出しておると思うのですが、その再協議にはどのような考えを持っているのか、これを表明していただきたいと思っております。それが一点でございます。それから千葉市は、発生量が8,000ベクレルから1万ベクレルの量が7.7トン、県内で発生している量は今日の環境省の資料によりますと3,700トン弱、非常に千葉市の量としては少ないわけでございます。従って我々としてはここに、蘇我に造るのは反対でございます。と申しますのもやはり市町村レベル、それぞれ排出された自治体があるわけですので、そこで継続的に管理するというのが、やはり一番現実的なのかなと。これをわざわざ危険なものを、7万ベクレルとかそういう高濃度の廃棄物を千葉のこの埋め立ての方に持

ってくるというのは、移動すること自体も非常に危険性もあるということからすれば、やはり現在発生して長期保管しているその施設で、今後とも管理するというのが一番いいことだと思うのですが、そのへんの見解を再度お聞かせいただきたいと思います。以上です。

司会：2点ご指摘いただきました。8月1日の「市政だより」にも載っていた通り市議会からの再協議を求めるといった申し入れ、要請がある中で環境省はどのように考えているのかといった点が一点。それから今県内に各地に保管されているわけですが、その現在保管されている場所でそのまま保管を続けてはどうかといったご指摘でございます。それでは回答いたします。

室石：大変重要なお指摘をいただきましてありがとうございます。現在、市議会の方から、あるいは市長の方からもですが、再協議についてのご要望をいただいております。それを受け止めて環境省の方で今対応方針を検討しているところでございます。ちょっとまだ方針が確定していないものですから、この場で申し上げられないのですが、今現在省内で検討しているというところでございます。ある意味それも関係するんだと思いますが、2点目のご質問、保管自治体でそのまま継続的に保管していくべきということなんですけれども、どうしても一時保管というのは不安定だというふうに私どもも思っております。もちろん関東事務所の方で見回りに行ったりとか、もしシートに破れ等あれば補修をするといったようなことを定期的に見回って漏えいのないようにしておりますけれども、場所によっては、千葉県内でも竜巻が最近発生していると聞いておりますし、最近の悪天候の中では、ひょうのようなものも降るといっても考えられます。そういった意味で非常に不安定な状態は、解消しなければいけないと思っております。でもさはさりながらおそらくご指摘は、そういう中でももっと手厚くやっていけばということかとも思うのですが、やはり十数カ所に分散して保管されているという状態ですといざというときに特に広域的な災害が起こったような場合に全部に駆け付けるというのはなかなか対応が難しいという点もございます。1カ所に集中管理をすると、集中保管をして管理をするという方がある意味手厚く異常事態にも対応できるかなということで、私どもとしては1カ所に管理をするという案をご提案しているというところでございます。

司会：それでは今前の方で手を挙げていらっしゃる方、今マイクをお返しします。

参加者：第5連協です。いくつかの関連の補足をさせていただきますけれども、さっき福島に持っていったらどうかという話が出て、それに関して私は絶対反対です。なぜかという私自身が福島県に7年間いろいろ大学関係で働いていて、未だに福島が非常な風評被害というか、それで苦しんだ中に福島に押し付けちゃっていいのかわいなど。それは千葉県のおおらかな千葉県民の性格からしてもそんなことはやってはいけない、自分のところは自分で処理すべきだと思っております。それからそもそも論ですけれども、いくつかのボタンのかけ違いがあって、そもそも一番のボタンのかけ違いは福島原発の事故なんですけれども、その時絶対安全と言ったのが崩れちゃったと。その後、民主党政権でいろんなことが

起こったのですけども、その時の環境基準が非常に全世界的に厳しいものにした、それは1つの科学的というより政治的判断ですけども、それでこの8,000ベクレルというものを除染しなさいというものを決めてしまった。それで千葉県でも起こっている一番困っているのは福島県です。福島県で不可能といえる除染基準で未だに苦しんでいる。さっき出ましたけども、その8,000ベクレルという基準を見直すべきだと私は思うし、今見直す過程にあると思うのですけれども、そうするとこのごみ自身が減るんですよ、減ります。だからまず絶対それは見直してほしいなと思います。それからどっかに集めて集中管理するというに関しては賛成です。どっかにしなければならない。それがどこかというのはこれからもいろいろ議論があるのですけども、その時にちょっと先ほど誰か津波のことを言われましたけども、3メートル4メートルでこれ明らかに間違いです。私どもの地区というのは登戸なんですけども、そこに大正年間、今から100年前にあそこの大坂屋ってやき蛤の工場があるのですけど、本店がね。そこに水がもう上がってきたというわけ。今から100年前、大正年間。ということは、あそこは海拔からすると6メートル、7メートルまで高潮ですね、台風の高潮だと思うのですが上がったのです。市の人、県の人もいると思うのだけれども3メートル、4メートルって話が1人歩きしているんな標高も4メートル以上は造らないみたいなことを言っているのですけど、それは間違いで、やっぱり誰か言われましたように6メートルぐらい来ちゃうということは、想定に置かなきゃ駄目です。それともう1つは、こういうものの安全性ということですが、私自身は約30年ぐらい放射性物質を扱ってしまして、その時の感覚からするとベクレルというのは非常にちっちゃな単位で分かりにくいのだけども、当時キュリー、マイクロキュリーという単位で見るとマイクロキュリーというのは全然まあへっちゃらだな、ミリキュリーは、ちょっと注意しなきゃいけないなということです。そういう形で資料の7ページを見ますと、要するにこの4,000トンのやつが平均2万ベクレルパーキログラムということは、2マイクロキュリーパーキログラムということで、キログラム当たりは大したことはない。トンになるとミリキュリーでちょっと注意しなきゃいけない。全体でどのくらいかというとなら8キュリーですよ。4,000トンで8キュリーという単位になります。それは非常に危険かというとならそれほど危険じゃない。ただじゃあ全然危険じゃないというとならやっぱり危険、ちゃんと管理しなくちゃいけない。だから必要以上に恐れる必要はない、だけどきちんと管理しなくちゃいけない。一番困るのは風評被害です。こんなものが来ちゃったと、だからもうここには近寄るな、福島的なことがこの千葉の蘇我地区になっちゃったら大変困る。それで市原辺りでワーワー言うて人がいますけども、そういうことはやめてもらいたい。正しく押さえる。それがどこに収まるにしても、こういう風評被害が必ず起こります。その時に、今言った危険性というか必要以上に恐れな、だけどある程度恐れなきゃいけない。それを教育する、逆に言うと反面教師という意味ではいい機会かなと、この問題が起こったということはね。これをこの千葉市だけじゃなくて、ほかのところでも何回も何回もやってもらいたい、そうすると福島の人たちも救われますから。台湾で関東地区の輸入が解除されました、先月ね、とこ

ろが福島は解除されません。韓国は全部そのまま続いているけど。そういう放射能の安全教育ということを見直すいい機会に。どこに落ち着くにしても今の真剣な議論をやりながら的確な場所に収めてもらいたいと思います。以上です。

司会：ありがとうございます。いくつかご指摘とご意見を頂いております。まず福島に集中して持っていくべきというのは反対をするといったご意見でした。それから放射性物質についての安全性、それから正確な知識をもっと幅広くしっかりと伝えるべきである、また 8,000 ベクレルというこの指定基準自体がいささか厳し過ぎるのではないかと、これは見直すべきではないかといったご指摘。もう 1 つ、現在の候補地の津波高についてでございますけれども、3~4 メーターというふうに言っているけれども、より上流の登戸地区で 7~8 メーター標高があるけれどもここに高潮が到来していると、そういった点からあの候補地 3~4 メーターで済むというのは間違いではないかといったご指摘だったかと思います。それからあと風評被害対策についてもしっかりとやるべきであるといったお声を頂きました。それでは以上について回答いたします。

室石：ご意見、ご質問大変ありがとうございます。私どもと方向性の同じようなご意見もございましたが、そこはちょっとお答えせずに、2 点目の 8,000 の基準が厳し過ぎるのではないかとございます。はい、ご意見としては受け止めたいと思います。多分除染の基準の方をおっしゃったのかなと私は思いましたけれども、除染の作業も福島の方かなり順調にいておまして、あと 2 年ぐらいで終了するかとは聞いておりますが、ご指摘ありがとうございます。それから高潮の問題、3 メートル、4 メートル、甘いというご指摘、ほかの方からも頂きました。しっかり受け止めたいと思います。逆に言えばそういうことをぜひ調べさせていただければとも思っております。ただちょっとこの場でそういうことをお願いするあれではないので、すみません、詳細調査等できちっと調べるべき項目かというふうに受け止めました。それから安全教育が大変大事であるという点、本当にその通りだと思います。今回の濃度として 2 万ベクレル程度ということ、全体 3,700 トンということ、その濃度にこの量を掛け算しますと全体の放射性物質としての量というものがまた出てくるということだと思いますけれども。例えば、病院なんかにある放射線を使ったそういう治療装置の中に含まれる線源と比べても多分何分の 1 かしかないというような、そういう放射線量だというふうに理解をしておりますが、なかなかその部分を正しくお伝えできるようなそういうことがまさにリスコミであったりとか、そういう風評被害を防ぐものにつながるものだという事だと思います。しっかりやっていきたいと思っております。またそれによって福島が救われるというご意見、大変ごもっともだと思います。本当に私も同意見でございますので、千葉市に限らずいろんな場所でそういう正しい知識というのを普及していくというのは、ぜひ努力をさせていただきたいと思っております。

司会：それでは、先ほど来、後ろの方でえんじ色のシャツを着た方が手を挙げていらっしやいますので今マイクを回します。

参加者：中央区本町からまいりました。伺いたいのは 2 点ございます。1 点は今回選ばれた場所

は皆さん周知のごとく埋立地で、かつ火力発電所という危険施設のある場所で、そういう場所に前提として今後直下型地震が起き、かつ津波が来てと。先ほどからデータ的には説明を受けてますけれど、来た時にそこが最適地だということは、私が聞いてて落第点ですけど 1 位ですって胸張って説明を受けているような気がしてならないんですよ。言い換えれば、今の基準で選定された順位は、適地はないって言ってるような結果じゃないんですか。どう見ても埋立地でそういう火力発電所の敷地の中と、それが一番だというのはどうも納得できないというのが 1 点。2 点目は、先ほどから出ている私有地の問題です。ほかのグループの説明会で聞いたんですけど、一説にはこの施設は 100 年は保管しなきゃいけないって話も聞きました。100 年保管する対象が私有地というのは普通の地主さんだったら土地を差し出せというようなもんですからあり得ないですよ。それを知事さんが私有地も対象に入れるということは出た結果が東電、原因者はおまえだからと、との敷地だということは何か出来レースのような気がしてならない。やはりその超長期間、国が責任を持って保管する場所であれば、前提は国有地というのが当たり前じゃないんですか。その 2 点です。

司会：2 点ご指摘いただいております。まず最初にこの選定された地点というのが、埋立地であって近くに危険な燃料などを大量に保管してある場所もあると。そういった地点であってそこに直下型地震や津波の恐れもあるといったことで、そういった場所が最適地として選ばれるということは、やはりそもそもこの適地はないということなのではないか、選定方法に問題があるのではないかと、そういったご指摘だったかと思います。それが 1 点目。それからもう 1 点目が 100 年以上保管しなければならぬとされる土地を私有地から選んでいるという点について、これは東京電力ということをもともと念頭に置いた出来レースだったのではないかと、そういったご指摘だったかと思います。それでは回答致します。

山崎：それでは、まず 1 点目ですね。火力発電所のすぐそばで、埋立地であり、あそこは不適な場所なのではないかと、そういうようなご指摘いただきました。ご指摘の通り、これまでの住民説明会でも同じようにあそこはコンビナートとかそういうのもあるので危険ではないかとか、そういうような同じようなご意見もいただいてまいりました。確かにお住まいのお近くにこういう施設が来るということで非常に懸念されている声だと受け止めておるところでございます。まず火力発電所がすぐ近くにあることについてのその危険性についてですが、この点につきましては確かに発電所ということで、ものを燃やしているということで特に炎というようなイメージで危険を感じられているのかなと考えますけれども、まずこの施設の中に入れるものにつきましては、焼却灰であるとか下水汚泥をさらに焼却して乾燥させたものということで、この中に入れるもの自体が燃えたりそうしたりするものではないので、その部分は反応性がないものを入れるんだということで、周りにそういうものは火力発電所とか石油コンビナートとかそういうものがあっても大丈夫ではないかなと考えておるところでございます。ただ何度もこういう説明会では安全神話に陥らないようにというような声も聞いておりますので、そこは我々としても肝に銘じまして詳細

調査をしていく中でいろんなそういうリスクの可能性、そうしたものも考えていきたいと考えております。また埋立地についてのご懸念につきましては、説明資料の中にもあったような、やはり液状化現象とかそうした面での対策をしっかりとやっていくということが重要なかなと考えておまして、そこもしっかりとした今日のこの場とか、こうしたところでいただいたご意見も踏まえてしっかりと検討に反映させていきたいと考えておるところでございます。2点目につきましては、室石の方から説明します。

室石：2点目の国有地を選ぶべきではないかという確か同じようなご質問をまたいただいたりもしておりますが、その時もちょっと申し上げましたけれども、例えばダムも造れば100年ということだと思んですが、当然その適地というのはあって、そこに家が建っていたりあるいは集落があったりすると、それじゃあダムを造らないのか、造るのかという当然議論が出ますけれども、最初にそのダムのサイトを選ぶ時というのに100年の施設だからといって国有地からダムを選んでいるというわけではないのではないかなど。道路にしてもそうですし、橋を造るにしても必要なところに必要なものを造っていくという中で、その土地がどういう土地なのかということが、また後で付いてくると、それは当然議論になるということだと思いますけれども、必ずしもその国有地を最初から除外するというのではないのではないかなどと思っております。ただその安定性という点ですね、そういう安定的に使用しなければいけないという時に、例えば先ほど私が国として責任を持って管理をしていくというようなことを申し上げたりもしましたけれども、そういう安定性を担保するために、例えば買収するべきであるとか、あるいは長期契約を結ぶべきだとか、それはまた別の問題としてはあるかなと受け止めました。以上でございます。

司会：それでは、まずここで皆さまにご案内がございます。今こちらの時計で11時58分ということで、もともとの予定時刻が迫っておりますが、今の時点でまだご質問のある方がいらっしゃるようですので、恐れ入りますが最大であと20分ほど続けさせていただければと思います。ちょっとこちらの会場の関係もありまして、あまり大幅な延長ができないということを申し訳ありませんが、今お伝えしておきたいと思います。この後、ご予約のある方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方は順次後ろからご退出いただければと思いますが、まだお時間のあります方は今しばらくご参加いただければと思います。それでは今後ろの方で手を挙げられた方、今マイクをお返しします。

参加者：第8地区から来ました。言いたいことが2つと聞きたいことが1つです。言いたいことはなんでこんな千葉市の中央区の人口の多い、本当に人口が多いところに持ってくる必要があるんだと。これは東京で言いますとお台場とかそういうイメージなんですよ、私どもとしては、あまりにも人口が多い中央区を選んだということはありません。これは質問じゃありません。そしてもう1つ言いたいことは3.11の大地震の結果、福島原子力発電所が崩壊しました。想定外、想定外という言葉がやたらとまかり通りました。今後想定外は山ほどあるんですね。この想定外というのは原子力発電所自体に含まれているものなんですよ。いろんな発電があるでしょうけれども、例えば水力である火力

であれ何であれ、何か事件が起きたときというのは地域も限定されますし、そしてそれ以降の後遺症の期間も限定されるものばかりなんです。ところが原子力ってやつは、もう今回の会場もそうですけれど 100 年だとか地域がべらぼうに大きくなるとか、今後原子力発電所が持つリスクというのは、これだけ大変だということを国としてはもっと真剣に受け止めていただかないと、一方では、原子力発電を推し進めておきながら、一方でその後始末をやっているようでは話にならないというのが私の言い分です。最後に聞きたいことが 1 つです。辺野古の問題もありますけれど、今回のこの場所の指定の権限というのはどこにあるのでしょうか。いわゆる我々が反対しても、国がこうだと決めたら実行されるものなんでしょうか。以上、そこだけです。

司会：ご意見も頂きましたけれども、ご質問は一点だけということなのでご質問ですが。この指定廃棄物の長期保管場所の最終候補地の決定権がどこにあるのか、皆さま方が反対を表明された場合でも強行して国がやるのかと、そういったご指摘なのかなというふうに思いますが、その点についてお答え致します。

室石：ご意見どうもありがとうございます。また最後の 3 つ目のご質問にお答えを致します。まず環境大臣以下、常々長期管理施設について言っておりますのは、皆さま方のこういうご理解を得る努力をせずに勝手に突き進んでいくということはないということを大臣以下言っております、私どもその思いでございます。ただ特措法の中の仕組みの中で、どういうふうになってるかということをお知らせすると、国が造ることについて最終権限といえますか、誰がその責任と権限を持っているかということになります。以上でございます。

司会：それではほかに。今、こちらのブロックの真ん中辺りにお座りの白いシャツを着た方。

参加者：21 地区連協でございます。今の質問と重複するのですが、管理施設というのは必要だというのは分かります。ですけど大勢の人は、おそらく今日の会場の人は皆さん反対だと思います。いつのどういう時に調査を開始するスケジュールというのですか、それだけちょっと確認したいのですがよろしくお願ひします。

司会：詳細調査のスケジュール、どういった時に始めるのか、行うのか、そういったご質問であったかと思ひます。それではお答え致します。

室石：大変一番ご関心のあるご質問かと思ひますが、私ども今のところ、いつというスケジュールは持っておりません。先ほどのご質問にも重なりますけれども、こういうご理解を得る努力をせずに、前に突き進んでいくということはないと考えておりますので、そういう意味で今現在いつから詳細調査を始めるといふスケジュールは持ち合わせてないという状態でございます。

司会：ほかに。こちらのブロックの前から 5 列名にお座りの方。

参加者：この国の考えている施設を造るのにいったいお金はだいたいいくらぐらいと今現時点で思っらっしゃるのでしょうか。はい、お願ひします。

司会：ご質問はご一点ですか。施設の総工費の想定ということでございます。お答えをいたしま

す。

山崎:お金の方でございますけども、実はまだはっきりとした積算をしたわけではございません。というのは、まだ詳細調査もしておりませんので地盤の状況等によってどの程度の工事が必要になるのかというのが分からない状況でございますから、具体的にいくらかかるというのはまだ算出はされておられません。ただ予算としては、千葉県を含む 5 県、宮城県、栃木県、茨城県、群馬県、千葉県の 5 県で 400 億円ほどを確保しています。ただそれは枠として確保しているだけで具体的に 1 つ当たりの施設でどれだけかかるのかというのは調べてみないと分からないという状況でございます。

司会:ほかにご質問のある方。前方にお座りの方が。はい、お願い致します。

参加者:椿森 1 丁目から来ました。簡単な質問です、1 つだけ。千葉県でこの 3,700 トンあるという指定廃棄物ですけど、将来にわたってこの数値がどんどん増えていくんじゃないかという可能性はあるのかなのか、あるとしたらどうそれに対処するんですかということだけです。以上です。

司会:この 3,700 トンという現在の保管量がさらに増えるという見込みがあるのか、あるとした場合にどうやって対処するのかといったご質問を頂きました。それではお答えいたします。

室石:7 ページにありますようにごみ焼却灰であるとか下水の焼却灰というものでございます。これらについては特別措置法の方でそれぞれの施設管理者に測定義務もかかっているところでございます。という意味で報告が私どもに来るんですけども、どんどん濃度が下がっているという状況でございます。最近の発生しているやつですね。例えば先月焼却灰として燃やして灰になったものについては、以前に比べて大幅に下がっていて、そういう傾向はどんどん下がっているということで、物理的な法則として先ほどの説明にもありましたけれども、減衰期がございますのでどんどん減衰していくというものでございますので、私どもそういった測定の傾向とそういう放射性物質の物理的な特性から、計画量より発生量が増えるということはないというふうに考えております。

司会:ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。お一方、後ろの方にいらっしゃいます。今マイクをお返しします。

参加者:先ほど申しあげましたごみの処分について、福島県に持っていけというような意味ではなくて、これはあくまでもこの新聞のチラシに書いてあります福島第一原発で発生したごみを基準にして申しあげたので、決して千葉県で出た放射性物質を福島に持っていけというようなことを申しあげたのでないということをご理解願いたいと思います。それとこういうような施設を、いいです、ごめんなさい。それだけです、時間がかかりますので。失礼します。ですからそういう言い訳ですから。失礼します。

司会:ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。今こちらの後ろの方にいらっしゃいます。今マイクをお返しします。

参加者:ありがとうございます。第 3 地区本町におります。こういう説明会を聞かせていただくのは初めてですので、すみません、非常に素朴な質問を 1 つさせていただきます。今候

補地ということで東電の敷地が選ばれた、これは今日の資料の中の総合評価結果一覧表の1番、2番、16点ということで2カ所選ばれたそのうちの1カ所というふうな解釈でよろしいですね、まず。そうしますとこの評価点が付いていく上の基準なんですが、4つ用意をさせていただいております。生活空間との距離、あるいは水源との距離、自然度との関連、そして最後に保管状況ということですが、すみません、私まったくの素人が考えて1番、2番、3番を見るとこれ、どこをどう間違っても埋立地を想定しているとは思えないんですね。まず、住宅地からの距離があるということだと山の中かあるいは埋立てか。山の中という形になりますと勾配が15度以上のところは、最初から除外をしていますのでそれはない。そしてまた水源との距離ということになりますと河川の上流であったり、あるいは河川の近くであったり、このへんが想定をされますが、今言った山の中はありませんのでこれものけられます。そして最後の自然度、これとの関係ということになりますとやはり自然豊かなところということになりますと、やはり山岳地帯ということになるんでしょうか。あるいは海辺の近くでももとの海岸線であったりとかそういった自然が残っているところはやはりポイント的にはどうなのか。そのへんをすべてクリアーしていくということになるとやはり埋立てをして、しかもそれなりの面積のあるところという結論が最初からあったのではないかというふうなそんな思いがしてなりません。ですので、この4つの基準を設定をしたというそのいきさつを教えてください。そしてまた4つを選ぶ前にそのほかにも基準、こういったものをとらえようではないかというそういう議論があったのであればそれも合わせてお教えいただければありがたいんですが。よろしくお願ひ致します。

司会：はい、ご指摘いただきましたのが4つの評価基準のうち3つ、生活空間との距離それから水源との距離、自然度、これについてすべておのずと埋立地が高くなるのではないかと、最初から埋立地を狙ってこういった選定基準にしたのではないかという疑念をお持ちだということで、この評価基準4つが決まった経緯とそれからその議論の最中にほかに上がっていた項目のようなものがあるかどうか、そういったことについてのご質問でございました。それではお答えいたします。

室石：ご質問、ご意見大変ありがとうございます。22ページを改めてご覧いただきたいと思うんですが、全体の流れの中で有識者会議、市町村長会議という中で選定手法が議論されていったわけですが、順番としては有識者会議の方で、この選定手法のひな型を作りまして、それを5県の市町村長会議それぞれにお諮りをしているということでございます。そういう意味で最初のひな型については、どこかの特定のところを意識してというよりは、5県それぞれどこであっても使えるようなという意識で有識者会議の学識経験者の先生方がお考えになられたというものでございます。ですので、この4項目についても、そういう意味では色のないそういう項目であったと最初の発端はですね、と思っております。それが市町村長会議の中で議論がなされる中で、例えばですけども、栃木県では保管量については2分の1というのは、つまり5点評価法でいけば2.5点までにしてしまうという

ような議論がなされましたし、宮城県では保管量はむしろ項目とすべきではないといったような議論があったりとか、それぞれローカルでまたルールを改変して、千葉の場合はそういう意味ではそのまま残ったということになるかと思います。

山崎：補足いたします。会議の中で何かほかに考慮することがなかったのかという点につきましては、まず実際にあったのは議論の中であって落ちたという意味ではなくて、最初どういう形で選定手法を決めようかという中で、例えば活断層との距離とかそういうもの、それはどういう形で評価するのかというのを議論していった結果、活断層はあらかじめ除外しましょうということになったと。じゃあ地滑り地形とかああいう場所が近くにあるというのはどういう評価をしようかと、点数化するのかあらかじめ除外するのか。じゃあそういうのは、あらかじめ除外するようにしましょうという形で、だいたい今評価手法の中にあがっているもの、あらかじめ除外するものとして自然災害の恐れがある場所として地震とか津波、あと洪水浸水被害区域とかそういうところありますけれども、そうしたものが全部名前が出ました。それは議論をした結果、自然災害のおそれのある箇所ということであらかじめ除外するようにしましょうということで整理をしました。その中で水源についても議論になった結果、水源については、これは安心の観点から評価項目に入れましょうということで点数を付ける方向に、あらかじめ除外ではなくて点数を付けるという方になったとか。そういうような議論をした結果、今のような分け方になっているということで、唯一その時に名前が出たもので入っていないものはアクセス性ということで、大きな道路からの距離、これは前回、もう 3 年ぐらい前になりますけれども、栃木県で矢板を候補地として提示したところ、今栃木県では別の場所、塩谷が選ばれてますけれども、その時に大きな道路からの近接状況というのが点数にその時の選定手法では入っていたと。ただその時に頂いた批判の声の 1 つの中に、造りやすいという理由で選ぶのかというような批判の声もありました。そうしたものもあったことからそうしたアクセス性というのは評価項目から外すことにしたということで、やはりこの検討に当たっては、前回どういうやり方をしたのかという情報も皆さん持っている状況の中で議論を開始して、それぞれの評価項目についてあらかじめ除外するのか点数を付けるのかという仕分けをしていったという形で今の形になったということですのでございますから、あえて今 4 つの評価項目以外でどんなのが挙がったのかといいますと、それはあらかじめ除外するところに列挙してあるもの、これが挙がっていたけれどもこれは点数を付けるのではなくて、あらかじめ除外をするという形で整理をしたということが答えになるかと思います。

司会：ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。あちらの端の方に座ってらっしゃる方。

参加者：第 4 地区から来ました。これ絶対安全なものなんですか。絶対安全なものなら別に千葉市ではなくてどこでもいいわけですよ。移動するのが危険ですから柏市でもいいわけでしょう。絶対安全なら別にどんなとこに造ってもいいんじゃないですか、危険だからこういうふうにするわけでしょう。いろんなとこを選んでみんな反対しますよね。絶対安全なものだったらどこに造ってもいいから説明もしなくてできるわけですよ。あなたたち

は絶対安全ということとは言えないから、こういうふうに説明会を開いてるんじゃないんですか。そのへんお答え願います。

司会：施設が絶対安全といえるものなのか、そうであればこういった説明会など開かずにどこにでも造ればよいのではないか。もしくはそういう絶対安全ではないというふうに思っているからこのような説明をしているのではないか、そういったご指摘だったのかなというふうに思います。それではお答え致します。

室石：大変いいご指摘ありがとうございます。22 ページの全体の流れというのは申し上げたんですが、今さっき山崎の方から先ほどの方のご質問の中でちょっと説明不足なところもあったかと思えます。つまり民主党政権時代に茨城の方の高萩と栃木の方の矢板というのを、ある意味議論等、全然公表、公開、選定手法等についてせずいきなり候補地ということでご提示をしたという、そういう過去の民主党政権時代の経緯がございます。自民政権に切り替わった時に、それを反省いたしまして、この22 ページにあるような流れのように有識者会議、市町村長会議の中で選定手法を議論していく、その過程も全部オープンにして、かつ候補地として提示するのではなくて詳細な調査を行う前に場所を公表して、それから詳細調査を行って、さらにそれを有識者会議で評価をして最後に候補地を決定していくというふうにプロセスを変えております。その中で一番大きな反省点というのが、その節目節目でこうやってきちっとご説明をしていかなかったということが、その矢板なり高萩で反対運動が起こってつぶれてしまったということではないかと。そういう反省点に立ちましてこういったような施設、施設については現在考えられる最良の技術を使って安全なものを造るということにはしておりますけれども、それとはちょっとまた違う話としてきちっと情報を開示してご説明をしていくというのが、今のそのプロセスの中でのやり方なものですから、こういうご説明の機会をいただいているということでございます。

司会：そのほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。では補足が一点あるということですので今マイクをお返しします。

参加者：だいぶ長時間皆さまお疲れだと思いますが、いろいろこう説明を聞いてまいりました。だが1つ皆さんにお諮りいたします。ここにいらっしゃる方は町内自治会長さんと役員の皆さんでございます。住民の代表の方々でございますから相当責任のある方です。皆さんにお聞きしますが、現に指定された場所、蘇我の火力発電所、反対だという方は拍手をお願いします。それと造るならば丘の高台につくるべきだと、国有地を優先すべきだという意見の方拍手をお願いします。以上でございます。ありがとうございます。

司会：はい、ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。お一方いらっしゃいました。今マイクをお返しします。

参加者：28 ページの必要な広さのあるなだらかな土地を絞り込むって書いてありますね。傾斜15%以下、1.5ヘクタールの必要面積ということで、この日本の土木技術からいえばこんなものやろうと思えば15%なんてすぐ山崩して平らにすることが可能なんじゃないんですか。なんでこんな15%以下という除外してるんですか。それを質問。日本の土木技術からいつ

たらこんなものあれでしょうよ、やろうと思ったらいくらでも平らにできるでしょうよ。

司会：ご質問は一点でございますか。

参加者：うん、これだけ。

司会：傾斜 15%以下にしている理由ということでご質問を頂いております。それでは。

室石：まず、私の方からご説明しますが、足りなければちょっと新崎の方から補足をいたしますけれども、15%以下という基準にした理由として 1 つ大きいものは、この現場において作業機械、土木機械が動き回るときに傾斜 15%以下であればおおむね支障なく動き回れるという、そういう考え方がございます。もちろんそういうのも一切無視して山さえ切り崩せるというのが、今の最新の技術かとは思いますが、そもそも土木機械を入れてそれを動かすということを考えますと、まずその傾斜 15%以下のところであるというのが前提条件になるということであったと思います。補足があれば。以上です。

司会：ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。そちらにお座りの方、今マイクを回します。

参加者：たびたびすみません。千葉県で先ほどからこの放射性物質のごみは千葉県内のものだけであると念を押しておっしゃっておりますが、どうしてこの千葉県内のごみなのに環境省が出てきていろいろと指導しなければならないのか。千葉県のごみなら森田健作に任せとけばいいと我々は思うのですが、それをわざわざ環境省のお役人が来て縷々説明をして新聞の記事は間違ってる、嘘だとかとおっしゃったり、そういうことをおっしゃってるのは、なぜここに出てきてこういうような説明をしなければいけないのですか。それだけです。

司会：千葉県内の廃棄物にもかかわらず、なぜ環境省が出てくるのかと、県でやればいいのかとといったご指摘だったかと思っておりますけれども回答いたします。

室石：大変重要なご指摘ありがとうございます。ローカルで、自治体の方でおかかわりになられた方が進むというようなお考えもあるかとは思いますが。ただ数年前に議員立法でもって特別措置法が国会で成立した折には、当時の 3 年前、4 年前の全国的な雰囲気といたしましてやはり放射性物質が付着しているような廃棄物の処理について、やはり地方自治体の技術力には限界があると。一番の技術力を持っている、あるいは広域的な視野から考えられるという点で、国がこういったものは処理すべきであるという議論だったというふうに記憶しております。そういう中で、自治体ではやれないので国でというような、柔らかく言えばそういう考え方のもとで指定廃棄物については、国が処理責任を持つというふうに特別措置法の方で規定されております。そういった関係でこうして私どもの方で処理をさせていただければという、そういう流れでございます。以上でございます。

司会：そのほかにご質問、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。それでは時間もだいぶ超過してしまいました、こちらの司会の不手際で申し訳ございませんでしたけれども、以上をもちまして本日の説明、終了させていただきたいと思っております。最後に参事官の室石よりご挨拶を申し上げたいと思っております。

室石：本当に長時間ありがとうございました。貴重なご意見をいただきまして本当にありがとう

ございました。最初に申し上げましたように皆さま方から 1 つ 1 つ丁寧にご質問やご意見をお伺いして、またそれに丁寧にお答えしていくということが何よりも大事だと思っております。今後も引き続きましてご地元の方々のご疑問にお答えするように努力をいたしてまいります。本日は本当にありがとうございました。

司会：ありがとうございました。それではお帰りの際には後方から順次ご退出いただきますようお願いいたします。なお、これまでの市町村長会議ですとか有識者会議の議事録、その他こういった資料については、ホームページにも出しておりますが、今あちらの出口を出たところに机がございまして、そこにも資料をご用意しておりますので、ご関心のある方はお持ち帰りいただければと思います。それではどうも本日はありがとうございました。

(終了)